

令和8年5月15日

学生各位

函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係

令和8年度 授業料減免申請（災害／高専機構内独自制度）の受付について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり受付を行いますので、申請を希望する方は、期限までに申請願います。

記

（1）受付区分

災害等による特別な事由

（2）申請受付期間

前期分 令和8年5月15日（金）～ 6月12日（金）

後期分 令和8年9月15日（火）～ 9月28日（月）

（3）対 象

全ての学生

ただし、以下要件に該当する者

- ・免除算定基準日（前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日）前6月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合

<提出書類>

1) 令和8年度授業料免除申請書

2) 家族状況等申告書（「はい」を選択した場合に必要な書類を含む）

3) 所得証明書（市区町村発行）

※令和8年度分であること。

※合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳が記載されたもの。

→令和8年6月以降に発行可能となるため、前期分申請者におかれては別途、提出時期について連絡しますので、1) 2) 4) の書類のみ提出願います。（後期分申請者は、1) ～4) の書類を全て揃えて受付期間内に申請願います。）

4) 住民票（世帯全員分）の写し

<参考：学内選考基準>

○家計基準

→本人の属する世帯の総所得金額が、高専機構の定める基準額以下であること。

※家族構成等により異なります。

目安) 4人家族(会社員の父、パート勤務の母、高専生本人、高校生の弟)

世帯年収 約350万円程度 → 全額免除

世帯年収 約450万円程度 → 半額免除

○学力基準

→不問

※申請希望の場合は、事務部学生課学生係へお申出願います。

家庭状況の聞き取りと、申請書の配付を行います。